

# 令和元年第 15 回 議会運営委員会

【日時】令和元年 11 月 18 日(月)午前 10 時～

【場所】第 1 委員会室

## 1 開会

## 2 委員長挨拶

## 3 協議事項

### (1) 第 4 回定例会提出議案の概要について

資料 No. 1・2

執行機関側提出議案 23 件

- ア 報告案件 2 件
- イ 人事案件 1 件
- ウ 条例案件 6 件
- エ 一般案件 9 件
- オ 予算案件 5 件

### (2) 議案の取り扱いについて

資料 No. 3・4

ア 議案の取扱い

イ 議案に対する質疑通告の提出期限 (11/21 (木) 午後 5 時)

### (3) 第 4 回定例会の日程について

資料 No. 5

ア 定例会の日程

イ 各通告の提出期限 監査報告に対する質疑通告 (11/21 (木) 午後 5 時)

代表・一般質問通告 (11/26 (火) 午後 5 時)

(4) 代表・一般質問の時間配分について

代表質問 ※ユニット方式による					
会派名	上限	質問者	時間	ユニット分	
会派のぞみ	120分		分	分	
会派みらい	120分		分	分	
公明党	120分		分	分	
市民パワー	100分		分	分	
日本共産党	100分		分	分	
計	560分		分		

  

一般質問					
会派名	配分	ユニット分	調整分 110分	合計	質問者 (時間)
会派のぞみ	110分	分	分	分	
会派みらい	30分	分	分	分	
公明党	30分	分	分	分	
市民パワー		分		分	
日本共産党		分		分	
計	170分		110分		

※調整分 110 分のうち 30 分は議長及び監査委員の選出以外の会派優先

- 4 日 (水) 代表質問 (会派のぞみ→会派みらい→公明党)
- 5 日 (木) 代表質問 (市民パワー→日本共産党) / 一般質問
- 6 日 (金) 一般質問 / 追加議案・請願陳情上程

(5) 令和 2 年第 1 回定例会の日程について

資料 No. 6

議会の自律的な運営事項

(6) 令和元年度議会報告会の開催結果等について

資料 No. 7

(7) 「議会災害対応指針に関して」の検討報告

資料 No. 8

(8) 政治倫理に関する学習会について（経過）

資料 No. 9

(9) 一般質問等に関する先例の見直しについて

資料 No. 10

(10) 令和2年度議会費の予算要求について

別紙 資料

(11) 視察研修（10月16日実施）に係る意見交換について

資料 No. 11

(12) その他

- ア 当面の日程（いずれも 第1委員会室）
  - 中日議運 12月4日(水) 午前9時～
  - 閉会日議運 12月18日(水) 午前11時～

#### 4 閉会

総括	
報告案件	2件
人事案件	1件
条例案件	6件
一般案件	9件
予算案件	5件

---

計 23件

案件の概要

---

報告第29号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）  
【令和元年7月10日に発生した市道管理の瑕疵による物的損害に係る賠償額を19,800円と定め、令和元年11月11日に専決処分したもの。】

報告第30号 (1) 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）  
【令和元年7月11日に発生した職務上の事故による物的損害に係る賠償額を30,834円と定め、令和元年10月18日に専決処分したもの。】

(2) 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）  
【令和元年9月12日に発生した職務上の事故による物的損害に係る賠償額を159,376円と定め、令和元年10月18日に専決処分したもの。】

---

議案第137号 飯田市千代財産区管理委員の選任について  
【委員1人の欠員に伴い、新たに委員を選任したいとするもの。】

---

議案第138号 飯田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
【建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、複数建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の認定事務の手数料について、条例の一部を改正しようとするもの。】

議案第139号 飯田市中心間地域における地域振興住宅の運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
【改正民法の施行に伴い、敷金の取扱い、原状回復に係る費用負担、不正行為によって入居したときに行われる明け渡しの請求時の利息に関する規定を改めようとするもの。】

議案第140号 飯田市景観条例の一部を改正する条例の制定について  
【農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部改正に伴い、条例中に引用する法律の項番号の整理を行おうとするもの。】

議案第141号 飯田市営住宅等条例の一部を改正する条例の制定について  
【改正民法の施行に伴い、敷金の取扱い、原状回復に係る費用負担、不正行為によって入居したときに行われる明け渡しの請求時の利息に関する規定等を改めようとするもの。】

議案第142号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について  
【地方自治法の一部改正に伴い、関係3条例中に引用する法律の条名の整理を行おうとするもの。】

議案第143号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
【災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、災害援護資金の貸付けについて、償還金の支払猶予、償還免除の対象範囲の拡大、合議機関の設置等について、所要の改正を行おうとするもの。】

---

- 議案第144号 損害賠償の額を定めることについて  
【令和元年9月26日に発生した自動車事故による物的損害に係る賠償額を361,912円と定めたいとするもの。】
- 議案第145号 公の施設の指定管理者の指定について（飯田市南信濃木沢都市山村交流促進施設）  
【木沢地区活性化推進協議会を飯田市南信濃木沢都市山村交流促進施設の指定管理者として、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの間、指定したいとするもの。】
- 議案第146号 損害賠償の額を定めることについて  
【平成30年5月23日に発生した自動車事故による人的損害に係る賠償額を844,972円と定めたいとするもの。】
- 議案第147号 公の施設の指定管理者の指定について（飯田市大平宿生活原体験施設）  
【株式会社南信州観光公社を飯田市大平宿生活原体験施設の指定管理者として、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの間、指定したいとするもの。】
- 議案第148号 市道路線の変更について  
【市道松尾148号線ほか 計5路線】
- 議案第149号 公の施設の指定管理者の指定について（飯田市立動物園）  
【株式会社Rethinkを飯田市立動物園の指定管理者として、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの間、指定したいとするもの。】
- 議案第150号 公の施設の指定管理者の指定について（平成記念飯田子どもの森公園）  
【一般社団法人子どもの森ネットワークを平成記念飯田子どもの森公園の指定管理者として、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの間、指定したいとするもの。】
- 議案第151号 公の施設の指定管理者の指定について（飯田市旧小笠原家書院・小笠原資料館）  
【三穂街づくり委員会を飯田市旧小笠原家書院・小笠原資料館の指定管理者として、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの間、指定したいとするもの。】
- 議案第152号 公の施設の指定管理者の指定について（飯田市人形浄瑠璃施設）  
【今田人形の館運営委員会を飯田市今田人形の館の、黒田人形保存会を飯田市黒田人形浄瑠璃伝承館の指定管理者として、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの間、指定したいとするもの。】

- 議案第153号 令和元年度飯田市一般会計補正予算（第5号）案  
【歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23,050千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ47,318,669千円とする。】
- 議案第154号 令和元年度飯田市一般会計補正予算（第6号）案  
【歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ137,328千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ47,455,997千円とする。】
- 議案第155号 令和元年度飯田市介護保険特別会計補正予算（第2号）案  
【歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44,836千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11,736,636千円とする。】
- 議案第156号 令和元年度飯田市病院事業会計補正予算（第1号）案  
【収益的収入の予定額に320,000千円、収益的支出の予定額に250,000千円をそれぞれ追加し、収益的収入の予定額を13,350,000千円、収益的支出の予定額を13,552,000千円とする。】
- 議案第157号 令和元年度飯田市下水道事業会計補正予算（第1号）案  
【資本的収入の予定額から72,750千円、資本的支出の予定額から123,500千円をそれぞれ減額し、資本的収入の予定額を971,450千円、資本的支出の予定額を2,443,600千円とする。】

令和元年度一般会計補正予算(第5号)案について

1 補正額 23,050 千円

2 主な内容

- ・7月27日～28日台風6号、8月3日～4日豪雨及び10月11日～12日台風19号による災害復旧費
  - 林道 12,800千円 45カ所(上久堅2、千代7、上村26、南信濃10)
  - 市道 8,450千円 18カ所(羽場2、丸山1、東野1、座光寺1、千代1、上村5、南信濃7)
  - 農業施設 1,200千円 2カ所(千代2)
  - 河川 600千円 2カ所(上郷2)

総括(歳入)

単位:千円

款	補正前の額	補正額	計	補正額の主な内容
10 地方交付税	11,179,649	22,550	11,202,199	普通交付税
21 市債	4,341,300	500	4,341,800	現年発生単独災害復旧事業債(林道)
歳入合計	47,295,619	23,050	47,318,669	

総括(歳出)

単位:千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳				補正額の主な内容
				特定財源			一般財源	
				国県支出金	地方債	その他		
11 災害復旧費	202,612	23,050	225,662			500	22,550	林道単独災害復旧事業 12,800 土木施設単独災害復旧事業 9,050 農業施設等単独災害復旧事業 1,200
歳出合計	47,295,619	23,050	47,318,669	0	0	500	22,550	

## 令和元年度一般会計補正予算(第6号)案について

1 補正額 137,328 千円

## 2 主な内容

- ・リニア代替地整備事業(座光寺95号線改良工事) 14,000千円
  - ・鳥獣被害対策捕獲報奨金 1,540千円
  - ・中央構造線程野露頭(市天然記念物)環境整備への補助金 254千円
  - ・寄附金増に伴う飯田市20地区応援隊交付金の増額 1,000千円
- ・東京2020オリンピック聖火リレー開催経費 4,355千円
  - ・台風第15号災害 千葉県君津市への支援物資 2,332千円、職員派遣 492千円
  - ・匿名者からの寄附のふるさと基金への積立 46,040千円

総括(歳入)

単位:千円

款	補正前の額	補正額	計	補正額の主な内容
10 地方交付税	11,202,199	122,290	11,324,489	普通交付税
14 国庫支出金	6,321,026	△ 68,815	6,252,211	社会資本整備総合交付金(道路整備) △144,545 道整備交付金 △17,045 防災・安全交付金(道路整備) 7,700 文化財保護補助金 4,706 障害者自立支援給付費負担金 32,899 障害児施設措置費等負担金 37,899 ほか
15 県支出金	3,040,355	40,647	3,081,002	障害児通所給付費等負担金 18,949 障害者自立支援給付費負担金 16,449 鳥獣被害防止総合対策交付金 2,832 河畔林整備事業補助金 1,798 ほか
17 寄附金	158,168	54,240	212,408	総務管理寄附金 46,040 小学校寄附金 5,100 自治振興寄附金 1,000 文化財保護寄附金 1,000 奨学資金貸付寄附金 600 災害対策寄附金 500
19 繰越金	612,240	101,942	714,182	純繰越金
20 諸収入	2,783,983	3,824	2,787,807	災害救助費市町村繰替支弁交付金 2,824 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 1,000
21 市債	4,341,800	△ 116,800	4,225,000	公共事業等債 △136,400 一般補助施設整備等事業債 1,000 社会福祉施設整備事業債 1,400 義務教育施設整備事業債 3,200 過疎対策事業債 14,000
歳入合計	47,318,669	137,328	47,455,997	

## 令和元年度一般会計補正予算(第6号)案について

総括(歳出)

単位:千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳				補正額の主な内容
				特定財源			一般財源	
				国県支出金	地方債	その他		
02 総務費	5,165,546	46,685	5,212,231	7,700	5,600	2,000	31,385	リニア代替地整備事業 14,000 市税還付金 30,000 総務一般管理費 1,100 田舎へ還ろう戦略支援事業 1,000 交通災害共済費 585
03 民生費	16,114,743	271,485	16,386,228	111,288	1,400		158,797	障害児通所支援 76,428 総合支援介護給付事業 62,707 総合支援訓練等給付事業 52,166 後期高齢者医療関係一般経費 51,269
04 衛生費	4,602,935	9,296	4,612,231	2,558			6,738	風しん対策事業 4,689 南信州広域連合負担金(焼却場) 1,743
06 農林水産業費	1,333,622	32,246	1,365,868	5,214			27,032	林道管理事業 14,792 森林造成事業 6,319 森林づくり推進支援事業 2,035
08 土木費	5,573,521	△ 314,227	5,259,294	△ 161,555	△ 140,500		△ 12,172	社会資本整備総合交付金事業(道路整備) △234,105 防災・安全交付金事業(通学路安全対策) △36,907 道整備交付金事業 △34,090
09 消防費	1,642,967	3,572	1,646,539	82		3,324	166	災害対策備蓄事業 2,332 防災対策推進事業 500 ほか
10 教育費	4,328,253	29,731	4,357,984	4,706	4,200	6,700	14,125	恒川遺跡群保存活用事業(補助) 5,883 スポーツ事業 4,355 小学校施設改修 4,389 小学校教育振興事業 3,600
13 諸支出金	73,481	58,540	132,021		12,500	46,040	0	ふるさと基金積立金 46,040 過疎地域自立促進基金積立金 12,500
歳出合計	47,318,669	137,328	47,455,997	△ 30,007	△ 116,800	58,064	226,071	



令和元年飯田市議会第4回定例会  
議案一覧表

資料 No.3  
議会運営委員会  
R1.11.18

11月25日上程分

◎ 報告議案 (2件)	
報告第29号	専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)
報告第30号	専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)

◎ 即決議案 (1件)	
議案第137号	飯田市千代財産区管理委員の選任について

## 令和元年飯田市議会第4回定例会 付託議案一覧表

11月25日上程分

### 【一括付託分】

◎ 総務委員会付託議案 (5件)	
議案第138号	飯田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第139号	飯田市中心間地域における地域振興住宅の運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第143号	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第144号	損害賠償の額を定めることについて
議案第145号	公の施設の指定管理者の指定について (飯田市南信濃木沢都市山村交流促進施設)

◎ 社会文教委員会付託議案 (2件)	
議案第151号	公の施設の指定管理者の指定について (飯田市旧小笠原家書院・小笠原資料館)
議案第152号	公の施設の指定管理者の指定について (飯田市人形浄瑠璃施設)

◎ 産業建設委員会付託議案 (8件)	
議案第140号	飯田市景観条例の一部を改正する条例の制定について
議案第141号	飯田市営住宅等条例の一部を改正する条例の制定について
議案第142号	地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
議案第146号	損害賠償の額を定めることについて
議案第147号	公の施設の指定管理者の指定について (飯田市大平宿生活原体験施設)
議案第148号	市道路線の変更について
議案第149号	公の施設の指定管理者の指定について (飯田市立動物園)
議案第150号	公の施設の指定管理者の指定について (平成記念飯田子どもの森公園)

◎ 予算決算委員会付託議案 (5件)	
議案第153号	令和元年度飯田市一般会計補正予算(第5号)案 【全体会/災害復旧に伴う補正予算案】
議案第154号	令和元年度飯田市一般会計補正予算(第6号)案 【総務・社文・産建(リニア)分科会】
議案第155号	令和元年度飯田市介護保険特別会計補正予算(第2号)案 【社会文教分科会】
議案第156号	令和元年度飯田市病院事業会計補正予算(第1号)案 【社会文教分科会】
議案第157号	令和元年度飯田市下水道事業会計補正予算(第1号)案 【産業建設分科会】

議案第154号 令和元年度飯田市一般会計補正予算（第6号）案  
 分科会審査分担表

【総務分科会】

1 歳入

款	項	目	議案頁
10 地方交付税	1 地方交付税	1 地方交付税	12
14 国庫支出金	2 国庫補助金	9 消防費国庫補助金	12
17 寄附金	1 寄附金	2 総務費寄附金	14
		9 消防費寄附金	14
19 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	14
20 諸収入	5 雑入	1 雑入	14
21 市債	1 市債	2 総務債	16
		3 民生債	16
		8 土木債	16
		10 教育債	16
		19 過疎地域自立促進基金債	16

2 歳出

款	項	目	議案頁
2 総務費	1 総務管理費	1 総務管理費	18
		5 自治振興費	18
		11 交通安全費	18
	2 徴税費	3 徴収費	18
4 衛生費	1 保健衛生費	5 環境保全費	24
	2 清掃費	2 ごみ処理費	24
9 消防費	1 消防費	2 非常備消防費	30
		5 災害対策費	30
13 諸支出金	1 積立金	1 積立金	34

3 地方債補正

## 【社会文教分科会】

### 1 歳入

款	項	目	議案頁
14 国庫支出金	1 国庫負担金	3 民生費国庫負担金	12
		3 民生費国庫補助金	12
	2 国庫補助金	4 衛生費国庫補助金	12
		10 教育費国庫補助金	12
15 県支出金	1 県負担金	3 民生費県負担金	12
17 寄附金	1 寄附金	10 教育費寄附金	14

### 2 歳出

款	項	目	議案頁
3 民生費	1 社会福祉費	1 社会福祉総務費	18
		2 社会援護費	18
		3 障害者福祉費	20
		4 老人福祉費	20
		7 医療費給付費	20
	2 児童福祉費	2 児童措置費	22
		3 ひとり親家庭福祉費	22
		5 民間保育所費	22
		6 公立保育所費	22
		9 障害児支援費	22
	3 生活保護費	1 生活保護費	22
		2 福祉企業センター費	24
	4 衛生費	1 保健衛生費	1 保健衛生総務費
3 成人保健事業費			24
10 教育費	1 教育総務費	2 事務局費	32
	2 小学校費	1 小学校管理費	32
		2 小学校教育振興費	32
		3 文化財保護費	32
	5 社会教育費	5 図書館費	34
		6 美術博物館費	34
	6 保健体育費	1 保健体育総務費	34
		2 社会体育施設費	34
		4 学校給食費	34

## 【産業建設分科会】

### 1 歳入

款	項	目	議案頁
14 国庫支出金	2 国庫補助金	2 総務費国庫補助金	12
		8 土木費国庫補助金	12
15 県支出金	2 県補助金	6 農林水産業費県補助金	12
	3 委託金	8 土木費委託金	14

### 2 歳出

款	項	目	議案頁
2 総務費	1 総務管理費	17 リニア推進事業費	18
6 農林水産業費	1 農業費	1 農業委総務費	26
		3 農政対策費	26
		4 農業振興費	26
	2 林業費	2 林業振興費	26
8 土木費	2 道路橋りょう費	2 道路維持費	30
		3 道路新設改良費	30
	3 河川費	1 河川総務費	30
		3 街路事業費	30
	4 都市計画費	5 公園費	30

### 3 繰越明許費補正

### 4 債務負担行為補正

# 令和元年飯田市議会第4回定例会

自 令和元年11月25日  
 会期 24日間  
 至 令和元年12月18日  
 日 程 表

資料 No.5  
 議会運営委員会  
 R1.11.18

月	日	曜日	日 程
11	25	月	<p>開 会 令和元年11月25日 午前10時</p> <p>開 議</p> <p>日程第1 会議成立宣言</p> <p>日程第2 会期の決定</p> <p>日程第3 議案説明者出席要請報告</p> <p>日程第4 会議録署名議員指名</p> <p>日程第5 市長挨拶</p> <p>日程第6 監査報告</p> <p>日程第7 報告（2件）                      報告第29号及び報告第30号</p> <p>日程第8 議案審議                      (1)即決議案（1件）                      議案第137号                      説明、質疑、討論及び採決</p> <p>(2)委員会付託議案（20件）                      議案第138号から議案第157号まで                      説明、質疑及び委員会付託</p> <p>議案第153号                      予算決算委員会 議場                      委員長報告、質疑、討論及び採決</p> <p>(3)追加議案（ 件）（あれば）                      議案第 号から議案第 号まで                      説明、質疑及び委員会付託</p> <p>散 会</p>

## 第2日以降日程予定表

月	日	曜日	日	程
	26	火	代表・一般質問通告締め切り	午後5時まで
	27	水	市長へ代表・一般質問通告	午後3時まで
	28	木		
	29	金		
	30	土		
12	1	日		
	2	月		
	3	火		
	4	水	議会運営委員会 午前10時 開議 日程第1 会議成立宣言 日程第2 会議録署名議員指名 日程第3 代表質問  延 会	午前9時 第1委員会室
	5	木	午前9時 開議 日程第1 会議成立宣言 日程第2 会議録署名議員指名 日程第3 代表・一般質問  延 会	
	6	金	午前9時 開議 日程第1 会議成立宣言 日程第2 会議録署名議員指名 日程第3 一般質問 日程第4 議案審議 (あれば) (1)追加議案 ( 件) 委員会付託議案 議案第 号から議案第 号まで 説明、質疑及び委員会付託 日程第5 請願、陳情上程 (請願 件、陳情 件) (あれば) 委員会付託  散 会	
			※追加議案によっては予算決算委員会を開催 議場	
	7	土		
	8	日		
	9	月		
	10	火	総務委員会	午前10時 第1委員会室
	11	水	社会文教委員会	午前10時 第1委員会室
	12	木	産業建設委員会	午前10時 第1委員会室
	13	金	委員会予備日	
	14	土		
	15	日		



16	月	リニア推進特別委員会	午前10時	第1委員会室
17	火			
18	水	予算決算委員会(後期全体会)	午前9時	議場
		議会運営委員会	午前11時	第1委員会室
		<p>午後1時 開議</p> <p>日程第1 会議成立宣言</p> <p>日程第2 会議録署名議員指名</p> <p>日程第3 委員長報告</p> <p>日程第4 議案審議</p> <p>(1) 委員会付託議案 委員長報告、質疑、討論及び採決</p> <p>(2) 追加議案(あれば)</p> <p>ア 委員会付託議案 議案第 号から議会議案第 号まで 説明、質疑及び委員会付託 委員長報告、質疑、討論及び採決</p> <p>イ 議会議案 議会議案第 号から議会議案第 号まで 質疑、討論及び採決</p> <p>日程第5 請願、陳情上程(あれば) 委員会付託</p> <p>日程第6 閉会中の継続審査の申し出(あれば)</p> <p>日程第7 議員派遣</p> <p>閉 会</p>		

## 令和2年第1回定例会の委員会日程について

## ☑R2年第1回定例会 委員会審査 日程(案)

- ・第1回定例会の委員会(分科会)審査では、当初予算案の審査を行うため各委員会とも複数日を想定しています。
- ・年間計画では、総務委員会から順に2日ずつ開催日を確保し、16日を予備日、17日を特別委員会、18日を予算決算委員会の予定としていました。
- ・一方、予算決算委員会ではプロジェクト段階において、『執行機関側が提案する予算案に対する「一部増額を含む組み替え動議」を提出する』ことも想定しているため、予算審査時期の委員会は余裕のある日程が望ましいと考えます。
- ・一昨年より、第4回定例会告示議運で日程を確認し、議員、執行機関側ともに事前周知をしているため、同様に日程の確認を願います。

3月	開会	当初年間日程 (A案)	変更案 (B案 委員会の並行開催)	備考	
6	金	午前9時	★総務①	★総務①	
7	土				
8	日				
9	月	午前9時	★総務②	★総務② ◆社会文教①	
10	火	午前9時	◆社会文教①	◆社会文教② ●産業建設①(午後1時)	
11	水	午前9時	◆社会文教②	●産業建設②	
12	木	午前9時	●産業建設①	予備日	
13	金	午前9時	●産業建設②	リニア推進特別(午前10時)	
14	土				
15	日				
16	月	午前10時	予備日(準備会)	(準備会)	
17	火	午後1時	リニア推進特別 (午後1時)	予決後期全体会	小中学校卒業式
18	水	午後1時	予決後期全体会		小中学校卒業式
19	木	午前10時	閉会日	閉会日	

## 【参考】過去4年間の委員会審査時間(事務事業数:社文&gt;産建&gt;総務)

年	総務委員会	社会文教委員会	産業建設委員会
28年 第1回	6時間35分 議案27、請願陳情3	9時間1分 議案19	10時間39分 議案17、請願陳情2
29年 第1回	4時間44分 議案11	6時間47分 議案14、請願陳情1	6時間40分 議案17、請願陳情1
30年 第1回	6時間51分 議案16、請願陳情4	11時間23分 議案23、請願陳情2	6時間53分 議案18、請願陳情1
31年 第1回	5時間41分 議案15	11時間37分 議案23	7時間42分 議案18

※H28年の産業建設委員会及びH30年の社会文教委員会の審査では、議員間自由討議を実施した。H29年に当初予算の説明方法が変わったことにより、いずれの委員会においても審査時間の短縮が見られた。

## 令和2年飯田市議会第1回定例会 会議日程（A案 当初）

月	日	曜日	日 程	備 考
2	18	火	告示・議会運営委員会（午前10時）	
	19	水	請願・陳情締切り（午後5時まで）	
	20	木	全員協議会（午前10時）	
	21	金		
	22	土		
	23	日	（天皇誕生日）	
	24	月	（振替休日）	
	25	火	開会（午前10時） 予算決算委員会（前期全体会）	
	26	水	一般質問通告締切り（午後5時まで）	
	27	木	市長へ一般質問通告（午後3時まで）	
	28	金		
	29	土		
3	1	日		
	2	月		
	3	火		
	4	水	中日議会運営委員会（午前9時）・一般質問（午前10時）	
	5	木	一般質問（午前9時）	
	6	金	総務委員会（午前9時）	
	7	土		
	8	日		
	9	月	総務委員会（午前9時）	
	10	火	社会文教委員会（午前9時）	
	11	水	社会文教委員会（午前9時）	
	12	木	産業建設委員会（午前9時）	
	13	金	産業建設委員会（午前9時）	
	14	土		
	15	日		
	16	月	委員会予備日	
	17	火	リニア推進特別委員会（午後1時）	小・中学校卒業式
	18	水	予算決算委員会（後期全体会）（午後1時）	小・中学校卒業式
	19	木	閉会日議会運営委員会（午前9時）・閉会（午前10時）	

## 令和2年飯田市議会第1回定例会 会議日程（B案 変更後）

月	日	曜日	日 程	備 考
2	18	火	告示・議会運営委員会（午前10時）	
	19	水	請願・陳情締切り（午後5時まで）	
	20	木	全員協議会（午前10時）	
	21	金		
	22	土		
	23	日	（天皇誕生日）	
	24	月	（振替休日）	
	25	火	開会（午前10時） 予算決算委員会（前期全体会）	
	26	水	一般質問通告締切り（午後5時まで）	
	27	木	市長へ一般質問通告（午後3時まで）	
	28	金		
	29	土		
3	1	日		
	2	月		
	3	火		
	4	水	中日議会運営委員会（午前9時）・一般質問（午前10時）	
	5	木	一般質問（午前9時）	
	6	金	総務委員会（午前9時）*昨年は1日半	
	7	土		
	8	日		
	9	月	総務委員会（午前9時） 社会文教委員会（午前9時）*昨年は2日	
	10	火	社会文教委員会（午前9時） 産業建設委員会（午後1時）*昨年は1日半	
	11	水	産業建設委員会（午前9時）	
	12	木	委員会予備日	
	13	金	リニア推進特別委員会（午前10時）	
	14	土		
	15	日		
	16	月		
	17	火	予算決算委員会（後期全体会）（午後1時）	小・中学校卒業式
	18	水		小・中学校卒業式
	19	木	閉会日議会運営委員会（午前9時）・閉会（午前10時）	

# 飯田市議会 災害時等行動マニュアル（案）

令和元年(2019年) 11月18日  
議会運営委員会 資料No.8-1

区分	議長 災害対策会議組織員 (議長、副議長、議会運営委員長、常任委員長、 会派代表者)	議員	議会事務局
<b>【災害発生時】</b> ① 市内で震度5強以上の地震が発生したとき ② 飯田市災害対策本部の設置を知ったとき	議員自身の安全を確保		
	飯田市災害対策本部が設置されたときは状況により災害対策会議を設置	自身の安否を議会事務局に連絡	
<b>【初動期】</b> 災害発生から概ね 24 時間が経過するまで	災害対応に関する事務を統括	地域の一員として被災者の安全の確保や避難所への誘導及び救援・救護活動に可能な限り協力	
	議員の安否の確認	議会事務局に自らの所在を明らかにして連絡態勢を確立	
<b>【初動期経過後】</b>	収集・把握した災害情報を議員に提供	正副議長に対して市災害対策本部からの情報を速やかに報告	
災害対策会議設置の場合	災害対策会議を設置したときは議員、議会事務局、市長又は飯田市災害対策本部に通知	議長の指示により災害対策会議の事務を補佐	
	災害対策会議を設置するとともに必要な議員の参集を求める	議長の参集に応じる	災害状況・被災者の要望等を調査して速やかに議長（災害対策会議）に結果を報告
災害対策会議に部会設置の場合	災害対策会議には部会を置くことができる	議長の参集に応じる（常任委員会単位）	

## 災害対策会議設置以降の議長

- ・議員からの被災情報、市民の要望、提言等を整理し、市災害対策本部へ提供と情報共有
- ・被災の実情を踏まえ、災害対策会議に設置された各部会に対し、復旧・復興に必要な施策、国、県など関係機関に対する要望事項等の調査を指示し、結果を取りまとめる
- ・調査結果を市長又は飯田市災害対策本部に提言、あるいは広域的な視点に立って、関係自治体の議会とも連携
- ・飯田市災害対策本部からの要請に基づき、視察対応に協力
- ・通常の議会機能が回復したときは、災害対策会議において議会活動を開始することについて協議し、災害対策会議を解散する。（市災害対策本部が閉鎖されたとき、又は議会内に特別委員会が設置されたときも同様）特別委員会が設置されたときは、各部会の検討経過等を特別委員会に引き継ぐものとし、調査結果を市長又は飯田市災害対策本部に提言

## 飯田市議会 災害時等行動マニュアル案の作成から

### 【検討必要事項】

- ①議場を災害対策本部が使用する時の手続き
- ②議会開会中、選挙直前の災害発生時の対応
- ③安否確認・迅速な情報伝達・災害情報の共有のための ICT 活用
- ④議員の平時における行動マニュアルの確認
  - \*水・食料（ローリングストック）の備蓄、家具固定など

## 「政治倫理に関する学習会」について（議会運営委員会における経過まとめ）

2019/09/24

### ◇議会改革・運営ビジョンの実現に向けた取り組み一覧表より

- ・政治倫理に関する研修は議長が行う

### ◇議長所信表明より

- ・政治倫理に関し、全議員出席による各年に一度の政治倫理学習会を開催する。

### ○6月27日 議会運営委員会の開催結果より抜粋

- ・委員長から、6月26日の議会改革推進会議における会議結果の報告
- ・議会改革推進会議 木下徳康委員長から、議長の所信表明に関して、議会運営委員会と連携して実施したいとの提案があった。具体的には「政治倫理に関する学習会」と「大規模災害時に議会としてどうするか」との2点。
- ・「政治倫理に関する学習会」と「大規模災害時の議会对応」に関しては、議会改革推進会議で具体的に進めていくことを議会運営委員会としても確認した。

### ○9月20日 議会運営委員会の開催結果より抜粋

- ・委員長から議会運営委員から議会改革推進会議へ諮問した政治倫理に関する研修の検討状況について報告があった。当面の日程では講師を依頼した研修会の日程が難しいため、事務局職員が東京で廣瀬和彦先生の研修を受けるので、その報告を受けて議会全体の研修の一つとしたい。日程は12月定例会の折としたい。
- ・委員から「政治倫理の研修については、議会改革・運営ビジョンにおいて「研修は議長が行うことを確認」とされているので、議会改革推進会議が実施するのではなく、議長が主催するのが良いのではないか」との発言あり。
- ・議長から、「議長に就任してから、政治倫理に関する研修を行うことを事務局などにも相談してきた経過がある。主催に関しては検討するが、方向としては飯田市議会が研修するというのを皆さんに意向確認したい。
- ・議会改革推進会議の提案に関して、その手続きも含めて、正副議長と議運委員長とで協議し、改めて委員会に諮ることとする。

### ○会議終了後、正副議長と議会運営委員長において打ち合わせ

- ・ビジョンや議長所信表明からの経過を確認。
- ・12月告示議運(11/18)において、政治倫理を正式な議題として議長から説明する。
- ・議会改革推進会議から、この件について正式文書を提出してもらう。

以上

令和元年9月20日

議会運営委員会

委員長 福 沢 清 様

議会改革推進会議

委員長 木 下 徳 康

## 政治倫理に関する学習会について

議会運営委員会から依頼を受けました「政治倫理に関する研修する機会」につきまして、当議会改革推進会議において話し合いました。その結果を報告いたします。

- 1 事務局職員が東京で開催される研修会（講師 廣瀬和彦先生、内容 政治倫理）の受講を予定しているため、その報告を受け学びの機会としたい。
- 2 受講の日程は10月となるため、飯田での報告は12月定例会の折に設定していく。
- 3 「飯田市議会議員の政治倫理に関する内規」（平成26年11月施行）において、「2年に1度は政治倫理に関する研修を行う」となっているため、今後も講演会の設定を予定する。



令和元年10月25日

飯田市議会 議会運営委員会  
委員長 福 沢 清 様

飯田市議会 会派のぞみ  
代表 木 下 克 志

先に依頼がありました、「一般質問に関する先例の見直しについて」下記のとおり会派の具体案をまとめましたので、議会運営委員会においてご協議いただきたく提案いたします。

「先例集の見直しについて」会派のぞみ(案)

第7章 質問

① 第1節 一般質問 (先例12P)

(13) 一般質問における一問一答方式を、平成17年第3回定例会から、次のとおり試行する。

↓

(13) 一般質問における一問一答方式を、平成27年第1回定例会から、次のとおり試行する。

ア 質問方法

質問における発言を「1回目の発言」及び「2回目以降の発言」に区分し、それぞれ次の表に定めるとおり行う。

発言の区分	発言場所	発言の主旨
1回目の発言	演 壇	<u>あいさつの後、質問概要を簡略に説明する。これに対し、理事者側は答弁を要しない。</u>
2回目以降の発言	質問席	通告した質問項目ごとに区切って質問し、その都度、理事者側の答弁を受ける。質問は、内容の重複及び通告内容からの逸脱なく行い、質問回数は制限しない。

↓

ア 質問方法

質問は質問台にて行うものとする。通告した質問項目ごとに区切って質問し、その都度、理事者側の答弁を受ける。質問は、内容の重複及び通告内容から逸脱なく行い、質問回数は制限しない。

※ 平成27年第1回定例会から新議場となり、一般質問は総て質問席で行うこととなったため変更が必要。

イ 理事者の答弁の場所

自席で行う。

↓

※ 先例集(11P)第7章質問、第1節一般質問の(3)に、理事者側の答弁の場所についての記述があるため、この項目は削除し、以下ウをイに、エをウに変更する。

(15) 一般質問は、次のとおり運用する。(先例 1 3 P)

ア 各会派(無会派議員を含む)への按分時間は、会派所属人数(議長及び監査委員を除く)×40分とする。

↓

ア 各会派(無会派議員を含む)への割当て時間は、会派所属人数(議長を除く)×40分とする。

オ 時間管理は通告式とする。告示議運に、各会派質問者人数と按分時間を報告する。

↓

オ 時間管理は通告式とし、告示議運に、各会派質問人数と質問時間を報告する。  
但し、議員数及び議会日程の兼ね合いにより、一般質問の総時間を最大 14 時間(840 分)としているため、これを超える場合は、所属人数の多い会派から調整するものとする。

② 第 2 節 代表質問(先例 1 4 P)

(8) 代表質問は、次のとおり運用する。これに伴い、前(7)の先例は廃止する。

ア 代表質問と一般質問の合計上限時間は、概ね 14 時間とする。

↓

ア 代表質問と一般質問の合計上限時間は、原則 14 時間とする。

オ 調整分の 10 分、議長の 10 分及び監査委員の 10 分の合計 30 分を、議長及び監査委員の選出会派以外の会派(無所属議員を含む)へ配分する。

↓

オ 調整分の 10 分、議長の 10 分の合計 20 分を、議長の選出会派以外の会派(無所属議員を含む)へ配分する。

※調整分 10 分とは、ウにある「残りの 4 時間で一般質問を行う。」の 4 時間(240 分)を議員数 23 人で按分した場合の余数

(一般質問 4 時間=240 分) - (10 分×23 人=230 分)=10 分